

令和 7 年度北海道最低賃金の改正に関する意見書

北海道民の暮らしは依然として厳しく、総務省の就業構造基本調査によると、非正規労働者数は約 90 万人で、労働者の約 38%と全国的に見ても高い比率となっている。

国は、第 21 回新しい資本主義実現会議において「2030 年代半ばまでに全国加重平均が 1,500 円となることを目指していく」と述べたが、北海道では地域別最低賃金の全国加重平均額を下回る状況にある。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなるほか、物価の高騰による消費意欲の落ち込みと相まって個人消費にもさらなる影響を与え、ひいては北海道経済の停滞を招くことにつながりかねない。

については、北海道労働局においては、令和 7 年度の北海道最低賃金の改正に当たって、次の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を引き上げること。
- 2 労働者の賃金引上げが図られるよう、賃上げの原資確保にも資する「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に沿った取組みを推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 24 日

帯 広 市 議 会

厚生労働省北海道労働局長 あて